

1.2022年4月1日から施行される法律について

商品やサービスには、様々な法律が係わっており、それらを遵守しなければ、製造、加工、輸入、販売をすることができません。

2022年4月1日より、新しく施行される法律や改正された法律、経過措置期間が終了し、完全移行される法律について、確認ポイントについてご連絡いたします。施設への指導時にご活用ください。

1)消費者庁：食品表示基準の改正(原料原産地表示制度の義務化)

(1)確認箇所

国内で製造された食品表示法対象の加工食品の**原材料名欄**

(2)確認内容

- ①重量割合第1位の原材料の後ろに括弧を付して、**原料原産地が表示されているか確認し、表示がない商品は、販売できないため原料原産地を表示するように指導する**
- ②重量割合第1位が**生鮮食品の場合は、生産地**であるか確認する
例：卵(国産)、りんご(長野県産)、にんにく(中国産)
- ③重量割合第1位が**加工食品の場合は、製造地**であるか確認する
例：小麦粉(国内製造)、砂糖(国内製造)、緑豆春雨(中国製造)
- ④加工食品で**生鮮食品まで遡って表示している場合は、生産地**であるか確認する
例：小麦粉(小麦(国産))、いちごジャム(いちご(栃木県産))
- ⑤重量割合第1位の原材料は1つであるとは限らない。2つ以上ある場合は、それぞれの原料原産地を表示しているか確認する

2)国税庁：未成年者の飲酒防止に関する表示基準の改正

(1)確認箇所

- ①酒類の容器又は包装の表示
- ②酒類の陳列場所のPOP
- ③酒類の通信販売における広告又はカタログの表示

(2)確認内容

- ①2022年4月1日より民法改正により、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられることから、酒類の容器等に義務づけられている「未成年者」の飲酒防止の表示が「20歳未満の者」に改正されているかどうか確認し、改正されていない場合は、販売できないため、改正するように指導する

例：未成年者の飲酒は法律で禁止されています

⇒20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されています

例：未成年者に対しては酒類の販売が禁止されています

⇒20歳未満の者に対しては酒類の販売が禁止されています

3)環境省：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

(1)対象施設(例)

- ①アイスクリーム販売時にプラスチックのスプーンを提供している
- ②飲料販売時にプラスチックのマドラー、ストローを提供している
- ③お弁当販売時にプラスチックのフォーク、ナイフ、スプーンを提供している
- ④宿泊業で宿泊客にプラスチックのヘアブラシ、くし、剃刀、歯ブラシ、シャワーキャップを提供している
- ⑤洗濯業で商品返却時にプラスチックの衣類用ハンガーや衣類用カバーを提供している
- ⑥衣料品販売時にプラスチックの衣類用ハンガーや衣類用カバーを提供している

(2)確認内容

- ①特定プラスチック使用製品(スプーン、ストロー、フォーク、ナイフ、マドラー、ヘアブラシ、くし、剃刀、歯ブラシ、シャワーキャップ、衣類用ハンガー、衣類用カバー)について、提供量の目標を設定しているかどうか確認し、設定していない場合は、目標を設定するように指導する
- ②特定プラスチック使用製品の排出を抑制するための7つの取組みから1つ以上選択しているかどうか確認し、選択していない場合は選択するように指導する

※提供量の目標設定、7つの取組みについては、コンプライアンスニュースNO. 2を参照のこと